

思いやり医療 Vol.6



介護保険のご案内

介護保険とは・・・

住む市町村が運営し40歳以上の方が加入者となり、介護や支援が必要と認定されたときにサービスを利用できる制度です。

【介護保険の対象となる方】

①65歳以上の方(第1号被保険者)

原因を問わずに介護や日常生活の支援が必要になったときに市の認定を受け介護サービスを利用できます。

②40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)

老化が原因とされる下記の病気(特定疾病)により介護や日常生活の支援が必要になったとき市の認定を受け介護サービスを利用できます。

- ※特定疾病16種類・・・
- がん(回復の見込みがないもの)
 - 後縦靭帯骨化症
 - 骨折を伴う骨粗鬆症
 - 多系統萎縮症
 - 初老期における認知症
 - 脊髄小脳変性症
 - 脊柱管狭窄症
 - 脳血管疾患
 - 筋萎縮性側索硬化症
 - 早老症
 - 閉塞性動脈硬化症
 - 関節リウマチ
 - 慢性閉塞性肺疾患
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

【介護保険を利用するには】

○介護認定までの流れ

申請→主治医意見書を文書受付(1階2番の北側)へ提出→介護調査→介護認定
※介護認定までは1ヶ月程度かかります。

○申請方法

65歳以上の方は介護保険証、40歳以上65歳未満の方は健康保険証を持参し住民票のある市町村の役所の担当窓口申請して下さい。

また、本人が申請に行くことができない場合などは、家族、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などで定められた方に申請を代行してもらうことができます。

※詳細をお聞きになりたい方は、
2階21番の地域医療支援室相談員または入退院支援看護師までお問い合わせください。

